

近江八幡市告示第 288 号

近江八幡市道路位置指定指導要綱を次のように定める。

平成 22 年 3 月 21 日

近江八幡市長職務執行者 富士谷 英正

近江八幡市道路位置指定指導要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）をする場合において、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 144 条の 4 及び近江八幡市建築基準法施行細則（平成 22 年近江八幡市規則第 167 号）の規定によるほか、具体的な基準を定めることにより、良好な市街地の形成を確保することを目的とする。

(適用の範囲)

第 2 条 この要綱の適用範囲は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 2 項に規定する市街化区域とする。

(道に関する基準)

第 3 条 法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道の基準は、令第 144 条の 4 第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、市長が周辺の状況により交通上、安全上及び防火上支障がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 幅員は、6 メートル以上であること。
- (2) 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、いずれか一方の道路は、法第 42 条第 1 項第 1 号による道路に接続したものであること。
- (3) 道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所には、交差する道路の幅員、交差角に応じた値以上の隅切りを設けたものであること。
- (4) 接続先の道路の幅員が 4 メートル以上 6 メートル未満の場合は、接続先の道

路の反対側の境界線から6メートルまでの土地の部分を道に含むこと。

- (5) 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないこと。
- (6) アスファルト又はコンクリートで舗装されていること。
- (7) 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠、公共下水道その他の施設を設けなければならない。
- (8) 道の構造及び付属物等詳細な基準については、「都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準」に適合するよう施行しなければならない。

(道路の位置の指定申請書)

第4条 築造主は、道路の位置の指定を受けようとする場合、次に掲げる図書正副各1通を提出しなければならない。

- (1) 道路位置指定（指定変更）申請書
- (2) 委任状
- (3) 付近見取図
- (4) 所有者その他の権利者の承諾書及びこれらの者の印鑑証明書
- (5) 申請道路の各地番について、地目を「公衆用道路」として登記した登記事項証明書
- (6) 申請用原図（和紙）

ア 付近見取図（最寄りの停留所、駅からの距離、学校、商店等の目標物をできるだけ詳細に記入すること。）

イ 公図（法務局備付けのものを写し取り、その年月日を記入し、申請地及びその周辺を含めて記載し、公図上の水路は水色に、里道は赤色に着色し、指定道路は黄色に着色すること。）

ウ 次のものを明記した実測図

- (ア) 縮尺（200分の1～300分の1）及び方位
- (イ) 地番及び地番境界（道路部分のみでなく付近宅地を含むこと。）
- (ウ) 宅地割図及び宅地面積（宅地別）
- (エ) 指定道路の位置、方向、延長、幅員及び隅切り並びに自動車の転回広場等

(オ) 土地の高低その他地形上特記すべき事項

(カ) 接続道路の種類、名称、幅員等

(キ) 排水経路図

エ 道路断面図（縦横断幅員が異なるごとに記入のこと。側溝等を含む。）

(7) 近江八幡市開発事業における手続及び基準等に関する条例（平成22年近江八幡市条例第186号）第18条第2項の規定により交付された工事の完了検査済証の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年3月21日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の近江八幡市道路位置指定指導要綱（平成19年近江八幡市告示第157号）の規定に基づきなされた手続き、その他行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。